

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月8日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	起動変圧器地下タンク排水ポンプ用電線管点検時、同電線管に腐食(一部欠損)が認められたため、当該電線管を修理。	G	
2	1号機	格納容器内酸素濃度の微増傾向が認められ、調査したところ、漏えい検出系配管(格納容器内に接続)からのインリークが確認されたため、当該系統のUシールに水張り実施。	G	
3	1号機	第21回定期事業者検査蒸気タービン開放検査(その1)の検査記録確認時、誤記及び記載漏れが合計10箇所認められたため、検査の有効性への影響評価記録作成。	G	
4	1号機	気体廃棄物処理系機能検査に伴う同系(A)停止時、排ガス復水器(A)ドレン水位制御弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修(次回点検時)。	G	
5	2号機	主復水器連続洗浄装置ボール循環ポンプ(F)において、グラウンド水排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検清掃。	G	
6	3号機	試料採取系事故後サンプリング設備の定例試験において、不具合(気体側訓練運転時:サンプル計量器温度計指示値のダウンスケール、液体側訓練運転時:設備の異常警報発生)が認められたため、当該不具合箇所を点検補修。	G	
7	その他	3・4号機サービス建屋の消防設備保守点検業務において、防火ダンパーの動作不良(3箇所:閉信号で閉まらない)が認められたため、当該ダンパーを点検補修。	G	